

タクシー事業者のみなさまへ

タクシー運転者の最低賃金について



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署



1. 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定地域内の特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

仮に、労働者、使用者双方の合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、使用者が、最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。



2. タクシー運転者に適用される最低賃金額

タクシー運転者には、地域別最低賃金が適用されます。賃金制度が、「固定給＋歩合給（出来高払）制」の場合も、いわゆる「オール歩合給制」の場合も、1時間あたりに換算した賃金額が、都道府県ごとに定められた最低賃金額（※）を下回らないようにすることが必要です。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

※ 金額は毎年度見直されますので、次のウェブサイトでチェックしてください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト <http://pc.saiteichingin.info/>

◆タクシー運転者の賃金制度

タクシー運転者の賃金制度の取扱いについては、次のとおりとすることが必要です。

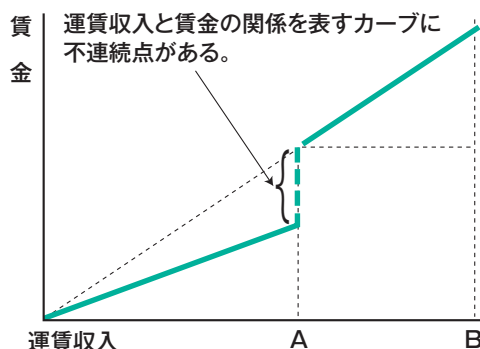
●保障給の定め

歩合制度が採用されている場合は、労働時間に応じ、一定の賃金を得られるよう保障給を定めなければなりません。また、保障給は、固定的給与とあわせて通常の賃金の6割以上を保障し、かつ、最低賃金額を上回っていることが必要です。

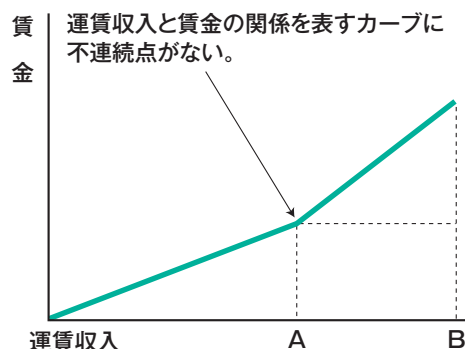
●累進歩合制度の廃止

累進歩合制度（トップ賞や奨励加給を含む。）は、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、廃止してください。

1. 累進歩合給制



2. 一般の歩合給制





3. 実際の賃金と最低賃金との比較方法

次の事例で、ある月の賃金と最低賃金との比較方法を（１）固定給＋歩合給制の場合と（２）オール歩合給制の場合でそれぞれ説明します。



【事例】

月間総労働時間 200時間 { 所定労働時間…170時間
時間外労働時間…30時間(うち深夜労働時間…15時間)

（１）賃金が固定給＋歩合給制の場合

総支給額 164,775円	{	固定給(ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除く。)…85,000円
		歩合給 ……56,000円
		固定給に対する時間外割増賃金…18,750円(85,000円÷170時間※×1.25×30時間)
		固定給に対する深夜割増賃金 ……1,875円(85,000円÷170時間※×0.25×15時間)
		歩合給に対する時間外割増賃金 ……2,100円(56,000円÷200時間×0.25×30時間)
		歩合給に対する深夜割増賃金 ……1,050円(56,000円÷200時間×0.25×15時間)
※月によって所定労働時間が異なる場合は、1年間における1カ月平均所定労働時間数		

◆時間当たりの賃金額の算出

●ポイント

「固定給の時間当たりの賃金額」は固定給の額をその月の所定労働時間、「歩合給の時間当たりの賃金額」は歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間(所定労働時間+時間外労働時間)で、それぞれ割って得た額を合算したものが「時間当たりの賃金額」となります。ただし、固定給のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。

固定給の時間当たりの賃金額 = 固定給÷所定労働時間…①

歩合給の時間当たりの賃金額 = 歩合給÷月間総労働時間…②

時間当たりの賃金額

= ①固定給の時間当たりの賃金額+②歩合給の時間当たりの賃金額

固定給と歩合給のそれぞれの時間当たりの賃金額は、

固定給85,000(円)÷所定労働時間170(時間)=500(円)…①

歩合給56,000(円)÷月間総労働時間200(時間)=280(円)…②

となり、**固定給と歩合給の合算額 780円(=①+②)**が、時間当たりの賃金額となります。

◆最低賃金額との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が764円の場合、

780円>764円

となり、最低賃金以上となっています。

※時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって算入されません。



(2) オール歩合給制の場合

総支給額 152,100円

{	歩合給…144,000円
	時間外割増賃金…5,400円(144,000円÷200時間×0.25×30時間)
	深夜割増賃金…2,700円(144,000円÷200時間×0.25×15時間)

◆時間当たりの賃金額の算出

●ポイント

歩合給の時間当たりの賃金額は、歩合給の額をその歩合給を得るために働いた総労働時間(所定労働時間+時間外労働時間)で割って計算します。

歩合給の時間当たりの賃金額=歩合給÷月間総労働時間

歩合給の時間当たりの賃金額は、

歩合給144,000(円)÷月間総労働時間200(時間)=720(円)

となります。

◆最低賃金額との比較

タクシー事業者の所在地である〇〇県の地域別最低賃金が764円の場合、

720円<764円

となり、時間当たりの賃金額が最低賃金額を44円下回っていますので、最低賃金額との差額と、差額に対する割増分を支払う必要があります。

※時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって算入されません。



時間外および深夜の割増賃金を歩合給に含む賃金制度を採用している場合、歩合給相当部分と割増賃金相当部分の区分が分からず、時間額に換算できません。

したがって、このような賃金の支払方法を採用している事業場においては、歩合給相当部分と割増賃金相当部分を就業規則などで明らかにし、その上で、上記(2)の例に従って時間当たりの賃金額を計算し、最低賃金額と比較する必要があります。

**詳しくは最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室
または労働基準監督署におたずねください。**